

会 議 の 経 過

委 員 長（高坂 茂君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前10時00分）

委 員 長（高坂 茂君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

これより各特別会計決算の審査に入ります。

認定第3号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

改めましておはようございます。

早速でございますが、私のほうより、認定第3号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。このオレンジ色の冊子に基づいて説明させていただきます。

決算報告書、57ページをごらんください。

国民健康保険事業につきましては、生活習慣病の増加及び医療費を抑制するため特定健診や特定健康指導を実施し、予防活動に力を注いでいるところでございます。

一般状況、負担割合等についてですが、一般負担割、出産育児一時金、葬祭費の給付については、平成28年度と変更はございません。被保険者世帯数ですが、平成28年度末で1,759

世帯、対前年度比103世帯の減。被保険者数は3,001人であり、対前年度比241人、7.4%の減となりました。昨年度の減少率は4.6%の減で、昨年度よりさらに2.8%の減となりました。

次に、財政状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。一番右側の欄、歳入決算額は14億4,813万9,000円、歳出決算額は14億2,922万8,000円で、歳入歳出差引額は1,891万1,000円となり、全額を国民健康保険事業基金に積み立ていたしました。

58ページ、第3表、歳入款別決算額対前年度比比較表をごらんください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税、収入済額3億7,045万3,000円で、歳入全体に対する構成比率は25.6%、前年度比10.7%の増。平成28年度より1人当たりの税額約10%増の税率改正がございました。4款国庫支出金は2億5,966万4,000円で、構成比率は17.9%、前年度比14.9%の減。5款療養給付費交付金は退職医療交付金ですが、3,388万6,000円で、構成比率は2.3%、前年度比55.7%の減。退職被保険者数も41.2%の減となっております。療養給付費交付金は被用者、保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する拠出金から町、国保等に交付しているものであり、当該年度は概算交付となり翌年度の精算となっております。6款前期高齢者交付金は2億2,571万2,000円で、構成比率は15.6%、前年度比4.7%の減。前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の方の国保と被用者保険で加入者割合の不均衡に対して前期高齢者の加入率に応じて調整金を受給する制度であり、当該年度は概算交付で2年後の精算となります。7款県支出金は9,481万7,000円で、構成比率は6.6%、前年度比4%の増。8款共同事業交付金は3億2,680万8,000円で、構成比率は22.6%で、前年度比7%の減、10款繰入金は1億3,171万9,000円で、構成比率は9.1%、前年度比3.2%の増となりました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

60ページになります。

第5表、歳出決算額の状況をごらんください。

歳出決算額の計で14億2,922万8,000円となり、このうち主なものは2款保険給付費7億6,386万9,000円で、歳出全体の53.4%を占め、前年度比で8.4%の減となりました。3款後期高齢者支援金等は1億7,098万1,000円で、構成比率は12%、前年度比8.4%の減。6款介護納付金は8,229万7,000円で、構成比率は5.8%、前年度比6.1%の減。7款共同拠出金は

3億6,182万7,000円で、構成比率は25.3%、前年度比2.3%の減。8款保健事業費は1,626万8,000円で、構成比率は1.1%、前年度比10.7%の増。11款諸支出金は799万9,000円となり、構成比率は0.6%、前年度比8.3%の増になりました。

61ページには施策の概要として保険給付費の内訳等、62ページには保険事業費の内容・内訳等を記載しております。

以上で認定第3号の説明といたします。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、総括、歳入、歳出に区分して質疑を受けます。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

各特別会計決算書の1ページから12ページまでであります。

8番、河野委員。

副委員長（河野 豊君）

おはようございます。

5ページ、6ページの一番上の国民健康保険税ですけれども、予算額はいいとしても、調定額が4億2,500幾らかあります。それに対してその収入済額がありまして、収入未済額があります。ずっと毎年見ているんですけれども、やっぱりこの収入未済額というのは非常に額が大きい。これに対してはいろいろ、町の政策だとかそういうものがあってこういうふうになっていると思うんですけれども、国民健康保険税につきましては、各自治体が非常に苦慮しているということで、県のほうで一括してやるということになっておりますけれども、この収入未済額が大きいので、もしその分、町のほうとしても、国民皆保険というんですか、そういう観点からだと思うんですけれども、やっぱり病院に行かせないわけにもいかないでしょうから、いろいろな状況下があると思うんですけれども、これが県のほうで一括になった場合に、施策としてどのような形になっていくものなのか。要するに、未済額が残っていますよね、その未済額に対して県のほうの考え方としては、どこまでも回収するんだよという考え方なものなのか、そこの部分はこれから先も、町としての対応に任せていくものなの

か、非常にそのところは要するに不透明というんですか、この先心配される一つというのは、やっぱりそのことだと思っんですね。その辺がどのような形になっていくものなのか、もしわかっているのであれば、見解をお示し願いたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

ただいまの保険税の未収額に対して、平成30年度より県への広域化になって県に納付金という形で納める形になるんですけれども、県では収納率を掛けまして、その分を多目に納付金という形で各市町村に納付額を通知することになっておりますので、その分、未収額が出れば、税率というか、国保税率等のアップはしなければならないという形の計算になっております。

委員長（高坂 茂君）

8番。

副委員長（河野 豊君）

要は、収納率が落ちると、その分、町のほうでもまた逆に負担がふえるという話でいいですか。

町民課長（川原 徹君）

はい、そうです。

副委員長（河野 豊君）

そのとおりですか。

それで、7ページのほうをちょっと見ていただくと。諸収入ということであるようなんですけれども、1番に延滞金、加算金及び過料というふうに書いてあるんですけれども、そもそもここで予算額が100万円ちょいしか出ていないんですね。それで、前年度のその収入未済額を見ても、大体5,000万円近く金額としてはあるんですよ。この未済額の5,000万円とい

う金額がありながら、延滞金、加算金云々と、この100万円ということのつじつまが合わないですけれども、これをちょっと説明をお願いしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

諸収入の延滞金、加算金のところなんです、ここはあくまでも本税の部分ではなくて、本税を滞納したことによって延滞金のつくところと、ここは延滞金のところになりますので、それで5,000万円という総額、滞納繰越分もあるんですが、そちらのほうは収入の、13、14ページのあたりにありまして、現年分対事故繰越分という欄で分けて管理させていただいております。そのうちの滞納繰越分というところがまず、その予算額であったり、調定額であったりしておりますのでということになります。よろしく願いいたします。

委員長（高坂 茂君）

8番。

副委員長（河野 豊君）

いずれにしましても、今度から県のほうに移管になるわけですけれども、収納率のアップを図ってもらいたいのが一つと、やっぱりどうしても払えないということとか、いろんな事情も出てくるやもしれませんので、県のほうでどういうふうを考えていくのかわかりませんが、温情的なところもやはり見ていかなきゃいけないのかなと思ったりもしております。

ただ、収入未済額が5,200万円というとかなり大きい金額になると思うんですけれども、この辺のところやっぱり町の財政を直撃していくわけですので、このところは少なからず収納率を上げていくというふうにしていただきたいと思います。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

これはトータル的に見て、国民健康保険税、大体納付が非常に厳しいという方もいらっしゃるわけですが、確かに金額が大きいです。基本的には納めていただかなければいけない。実際は、保険証においても、本来の正しい言い方をすれば、保険証は使えないというのが原点です。ただ、それはないだろうということもありまして、一部でも納めれば使えるようにして差し上げているというのが今の現状でございます。

この金額等を含め、これから30年に県のほうでやるというんですが、実際は、計算上はあくまで県のほうでやるということになります。徴収を含めているような部分は、そのまま各市町村で行うということになります。もし、そこに先ほど説明がありましたとおり欠けている部分があるとすれば、結果的にほかの人たちの分を補填して町でやらなければいけないというような形になりますので、ご指摘のとおり、滞納という部分は、本当にやむを得ない状況もあるのかもしれませんが、そうでない方々においては、まずこのことを、納めるということとを前提に準備してくださるよう、私どもとしても随時徴収等に努めてまいりたいというふうに思います。

これからは、明らかにほかの方々に、ちゃんとやっている方々のほうに迷惑をかける格好になっていきますので、一概に納められない人全てを責めるわけではありませんけれども、幾らかでも余裕のある方々、余裕といいますか、可能であれば、金額の大小にかかわらず納付をしてくださるよう、ある意味では厳しく、またそういう自覚を高めてもらわなければ、私はやはり公ということは成り立たないというふうに思っておりますので、徴収等には努力し、できるだけ県の段階になる前に、それなりの考え方が浸透するような状況をつくり上げるように努力してまいりたいというふうに思います。

委 員 長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入の事項別明細について質疑を受けます。

13ページから26ページまでであります。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

委員長(高坂 茂君)

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、歳出の事項別明細及び実質収支に関する調書について質疑を受けます。

27ページから43ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成28年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

認定第4号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、このオレンジ色の冊子になります決算報告書によりご説明いたします。

63ページをお開きください。決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

平成28年度決算額は歳入歳出とも2億8,665万7,000円で、前年度比5.8%減となっております。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

1款分担金及び負担金は受益者負担金で98万3,000円、2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで3,084万9,000円、4款繰入金は一般会計繰入金ほかで2億3,208万7,000円、7款町債は1,400万円であります。

64ページ、第4表、歳出決算額の状況をごらんください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費等で7,811万円、2款公債費は長期資金元金利子の償還分として2億854万7,000円であります。

65ページ、66ページは施策の概要でございます。

以上で認定第4号の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

44ページから66ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成28年度六戸町下水道事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

認定第5号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

67ページをお開きください。

決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

平成28年度決算額は歳入歳出とも1億3,336万8,000円で、前年度比0.8%の増となっております。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで1,336万1,000円、3款繰入金は一般会計繰入金で1億1,997万7,000円であります。

68ページ、第4表をごらんください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費等で2,950万5,000円、2款公債費は長期資金元金利子の償還分として1億386万3,000円であります。

69ページは施策の概要でございます。

以上で認定第5号の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

67ページから83ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成28年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

認定第6号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。
決算報告書の70ページをお開き願います。

最初に、1号被保険者の状況についてですが、平成29年3月31日現在で、前年度比93人、2.8%増の3,445人であり、高齢化率は0.6%増の31.3%でございます。

次に、1号被保険者の介護保険料の賦課の状況についてですが、介護保険料の所得段階は第1段階の保険料3万7,700円から第9段階の保険料14万2,400円までの9つの区分となっており、賦課人数は表に記載のとおりです。全体に占める割合は第4段階が22.8%で一番多く、次に第1段階が21.3%、第6段階が12.7%という順になっております。

次の要支援、要介護認定状況は中ほどの表のとおりであり、29年3月現在で、認定者が592人、認定率は0.7%減の17.2%となっております。

下段の平成29年3月分のサービス利用状況は、居宅サービス利用者が395人であり、施設サービス利用者のうち介護老人福祉施設が84人、介護老人保健施設が29人、介護療養型医療施設が6人であり、地域密着型サービス利用者は認知症対応型通所介護施設が1カ所ふえたことから25%増加し、81人となっております。また、合計の利用者は595人で、前年度と同数であります。

次に、決算状況についてご説明いたします。

71ページの第1表をごらんください。

平成28年度歳出決算額は前年度比0.5%増の14億1,291万円、歳出決算額は前年比0.5%減の13億9,796万6,000円となり、歳入歳出差引額1,494万4,000円の全額を介護保険財政調整基金に繰り入れいたしました。

次に、歳入決算額の主な内容についてご説明いたします。

第2表のやや中ほどの収入済額の欄をごらんください。

1款保険料は65歳以上の1号被保険者の保険料分が2億6,386万7,000円となり、5款国庫支出金は国負担分の負担金及び補助金が3億5,153万1,000円、6款支払基金交付金は40歳から64歳までの2号被保険者の保険料分が3億6,303万6,000円、7款県支出金は県負担分の負担金及び補助金が1億9,589万4,000円、9款繰入金では、一般会計及び基金からの繰入金が2億3,527万円となっております。

次に、第3表、歳出決算額の主なものは、2款保険給付費が介護保険サービスに係る費用で、前年度比1.8%減の12億5,666万8,000円で、歳出総額の89.9%を占めております。4款

基金積立金では介護保険財政調整基金積立金として2,192万5,000円となっております。5款地域支援事業費は予防事業等に係る費用であります。送迎車両経費が増加したほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び新規に生活支援体制整備事業を実施したことから、前年度比34.2%増の4,622万2,000円となっております。6款支出金では、介護保険料過誤納還付金のほか介護給付費負担金、返還金及び介護保険財政安定化基金貸付金償還金等として2,807万7,000円となっております。昨年度より1,400万円ほど増加しておりますが、平成27年度に超過交付されている介護給付費負担金及び介護給付費県負担金の返還金が増加したことによるものであります。

次の72ページから75ページは、施策の概要であります。

以上で認定第6号の決算認定の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

84ページから128ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成28年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

認定第7号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の76ページをごらんください。

本会計は、高齢者の医療費を安定的に支え、高齢者と若年世代の医療費負担を明確化することを目的としたものです。高齢者の方々が安心して安定した医療の提供を受けられるよう後期高齢者医療制度の周知、届け出の奨励及び保険料の徴収確保に努めました。

対象者は、75歳以上の方及び65歳以上の一定の障がいがあると認定された方となっており、一般状況の後期高齢者医療対象者数は28年度末で1,814人、対前年度比2.1%の増となっております。

最初に、財政状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

歳入決算額は一番右側の欄ですね、1億758万1,000円、対前年度比3.9%の増、歳出決算額は1億666万5,000円、対前年度比4%の増となり、歳入歳出差引額は91万6,000円で全額を繰り越しいたしました。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表の歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

主なものは1款後期高齢者保険料6,147万1,000円、3款繰入金4,498万5,000円となっております。

次に、歳出ですが、77ページの第4表、歳出決算額の状況をごらんください。

主なものは1款総務費で、人件費及び後期高齢者医療システム保守業務委託料等として864万2,000円、2款分担金で、広域連合負担金9,789万3,000円となっております。

78ページは施策の概要であります。

総務費のシステム保守業務委託費の経費及び負担金の内訳等を記載しております。

以上で認定第7号の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

129ページから145ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成28年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成28年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長(川原 徹君)

認定第8号 平成28年度六戸町霊園事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の79ページをごらんください。

霊園事業は、平成20年度に第1期工事として全体計画の488区画のうち114区画の整備が行われております。

平成28年度末での使用許可件数は、34区画であります。

最初に、決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

一番右側です、平成28年度決算額は、歳入歳出とも前年度比0.4%減の903万9,000円となりました。

歳入についてご説明いたします。

第2表の歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

第1款使用料及び手数料では、霊園使用料及び管理料で40万5,000円、3款繰入金は一般会計からの繰入金804万5,000円となっております。

なお、平成28年度の許可数は1区画で、1区画は返還となりました。

続いて歳出ですが、80ページの第4表、歳出決算額の状況をごらんください。

第1款事業費は霊園管理費であり、81ページの施策概要に記載しておりますように、主に霊園清掃管理委託と長期資金管理償還金等で903万9,000円となっております。

81ページにその概要をお伝えしております。

以上で認定第8号の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

146ページから158ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成28年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田史明君)

おはようございます。

認定第9号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定について、決算報告書をもとにご説明いたします。

それでは、決算報告書82ページをお開きください。

診療状況から申し上げます。

診療日数120日、診療件数8,340件、在宅診療件数26件、外来患者延べ数8,340人、一日平均69.5人であります。職員数は、医師2名、看護師15名、技師3名、薬剤師2名、栄養士1名、事務員3名であります。

第1表の決算規模及び収支の推移につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は2億2,089万8,000円であります。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額についてご説明申し上げます。

1款診療報酬1億2,149万4,000円、2款使用料及び手数料922万3,000円、3款県支出金4,800万円、5款繰入金4,084万円、6款諸収入134万1,000円であります。

第4表、歳出決算額の状況についてご説明申し上げます。

1款総務費1億4,212万7,000円、2款医業費7,240万1,000円、3款公債費450万円、4款病院事業未払金187万円であります。

第5表は、企業債明細書であります。

84ページからは施策の概要であります。

以上で認定第9号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についての説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

159ページから181ページまでであります。

質疑ありませんか。

3番、杉山委員。

3番（杉山茂夫君）

1つ、これは質問なんですが、82ページの職員の構成があります、医師、看護師。現在、診療所については入院患者はいないと。昨年度も最初からもう入院、最初はいたのか、そして、いや実は、この栄養士1名という部分が、入院があればその部分のいわゆる食事の提供等があるわけですけども、その場合、例えば入院がない場合には、栄養士さんというのは、食事指導とかそういうのをこれから行っていくという部分になるんですか。その辺をちょっとお聞きしたい。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

今のご質問にお答えします。

昨年の4月から9月30日までは病院ということで機能しておりました。4月、5月、6月、7月、一応入院患者さんはおりまして、食事の提供等ありますので管理栄養士は必要でございました。ただ、10月1日から入院休止をした状態での診療所に移行したため、入院患者の対応に対する管理栄養士の職務はなかったんですが、今までも患者さんの希望によって、栄養指導とか、栄養相談を行っていた経緯がありまして、10月以降はそういう患者さんの対応等をしていただいたということしております。

ただ、今の4月からは実際、常勤の管理栄養士は不在となっておりますが、福祉課の管理栄養士のほうにお手伝いいただいて、毎週水曜日に栄養指導・相談等を行っております。

以上です。

3 番（杉山茂夫君）

よろしいです。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番。

2 番（種市正孝君）

すみません、今の杉山さんのやつに関連なんですけれども、そうすると、10月から診療所の中には入院患者はいないということになりますよね。そうすると、このオレンジのほうなんですけれども、84ページのところで、医業費で1番、委託料のところが一番最後に、給食業務で200万円ちょっとですけれども、190万円ぐらいあるんですけれども、ということは、これはどういうふうに取り扱えばいいということですか。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

実際、10月1日から入院休止という状態となりましたが、給食業務、例えば移行期間がありましたので、当面どうしても、例えば入院等の話の相談とかあった場合、医師との相談で、医師の判断で1日、2日ぐらいであれば対応できるかなという状況もございまして、給食業務に関して年内、要は12月末までとりあえず続けようということで、10、11、12月の3カ月間は一応給食業務を続けたということで、この金額となっております。

2 番（種市正孝君）

わかりました。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

2 番（種市正孝君）

はい。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

11番、山本委員。

1 1 番（山本 実君）

まず、診療所事業につきましては、町民の健康、福祉の向上に努力していただきまして感謝申し上げます。

毎回、話題になっているわけなんですけれども、この繰入金は、非常に申し上げにくいところもあるわけであります。と申し上げますのは、やはり町民の医療も確保していかなければならないという、そういうような大きな前提があるわけであります。しかしながら、ずっと見ておりますと、一向に一般会計等からの繰入金があると。

そこで、以前にもお尋ねしたわけでありますけれども、これは事務長も病院経営に携わる方々も、考え方はほとんど同じではないのかなという想定のもとにお尋ねをするわけでありますけれども、この繰入金を極力少なくしていかなければならない、これは今始まったことではなく前々から申し上げていることであると思います。特別な政策を立てながら、また工夫をしながら診療所の経営に取り組んでいるということは目に見えている部分がありますけれども、今後どういうふうなところに力を入れていかれるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

まず、病院の時代、そして昨年10月以降診療所ということで機能転換した後でも、今年度もそうですが、一般会計からかなりの援助をいただいております。この一般会計からの繰入金の関係ですが、今年度29年度の一般会計からの繰入金の額、当初予算額ですが、約1億3,700万円という形で援助してもらっています。

この1億3,700万円を例えば一般会計からもう出さなくていいよと、援助しなくてもいいよという形での診療所の運営をするに当たり、今現在、入院はありませんので、外来患者さんのみでの収入ということで想定しますと、大体一日当たりの外来患者の人数、108名以上の外来患者さんが毎日来ていただければ、この一般会計からの援助でいただいている1億3,700万円はカバーできるのかなと思います。なかなかやっぱり日々の診療の外来人数というものは波がありまして、一番多いときであれば、ことしの4月からのちょっと状況ですが、8月に1日107名という外来患者さんがありましたが、一番少ないときだと、このお盆期間中は22名という患者数。ただ、平均しまして4月から8月までの一日平均の外来患者数でいきますと、そうですね、大体66名前後が平均一日外来患者の人数となっております。

なので、一般会計からの繰入金をカバーするには、まだまだやはり外来患者数さんにお越しいただかないと難しい状況となっております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

1 番。

1 番（長根一男君）

先ほどの事務長の説明に108人ということでありましたけれども、ちょっと医療的な部分かもわかりませんが、何か風邪を引いて違う病院のほうに、十和田の病院のほうに通院しているわけではないけれども、1カ月に1回ぐらいかかっている患者さんが風邪を引いたということで、六戸の町民ということで診療所に行ったけれども、あなたはそちらのかかりつけですから、そちらに行ってくださいと言われたという話を聞いたんですけれども、やっぱりそういう風邪を引いて来た場合、薬の、まず処方されているのがわかったりしたら受け入れるべき問題、結局患者数をふやすためにも受け入れたほうがいいのではないかなと思いますけれども。その点はどういうふうになっているかというのを伺いたいと思いま

す。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

ただいまのお話ですが、ちょっと個々のケースについて詳細まではつかんでおりませんが、基本的に、やはり見えた方は診る、診察するという方向でございます。

ただ、その方の病歴等がわからないと、例えば幾ら風邪で来たとしても、今現在、ほかの病気で何の薬を飲んでいる、どうだこうだ。果たして、じゃその風邪薬で影響がないかということも結構考慮されますので、そういう兼ね合いもあって、かかりつけ医のほうへ行ったほうがいいですよと言ったのかもしれませんが、基本的には、診察に来られた方は診るという体制でございます。

委員長（高坂 茂君）

1 番。

1 番（長根一男君）

ただ、看護師さんのほうからもう断られたということは、結局先生が診なくて、診ればまたあれかもしれないけれども、その看護師さんのほうでそういうふうに先生の許可をもらわなくても、もう受け付けしないで帰したということを知っていましたけれども、そういう問題で、ちょっと先生が診察して、先生から、いや、あなたはここではなく、やっぱりそちらの十和田の病院のほうに行ったほうがいいですよと、こう言われるのだったら話はわかるんですけれども。看護師さんのほうでも受け付けしないで帰したということは、やはりちょっと問題があるのかなと、私は捉えていましたけれども。

委員長（高坂 茂君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

やはりいろいろな事情があると思いますが、患者さんによっては、先生に診てもらうと、もうそこで診療報酬、要はお金を払わなきゃいけないよと。診てもらうということは、もう自己負担分は払わないといけないよと。それよりだったら、かかりつけの先生に行って相談しながら診てもらったほうが、ここでお金はかからないけれども、そちらで診てはどうですかという意図もあったかと思いますが、ちょっと詳細につきましては把握しておりませんので、どういう理由でそういう対応をしたのか、ちょっと今私……

委員長（高坂 茂君）

1 番。

1 番（長根一男君）

そういう事例を責めるのではなく、やはり町民として風邪を引いて、これは自分の判断だけれども、あとは大して健康だ、あとは血压の薬ぐらいしかもらっていないということで行っても、やっぱり血压の薬をもらっていたほうに行きなさいと言われると、風邪を引いて熱があるのに車で行ってようやく来たのに、また十和田に行きなさいと。やっぱりこれはちょっと問題、私としては問題なのかなと、ちょっと考えていたんですけども、まずその症例によって違うということで、今後何か、そういうとりあえず診療所に来た方は診てあげるという方向にできないものかどうか、検討していただきたいと思いますがけれども。

委員長（高坂 茂君）

はい。

町長（吉田 豊君）

今、診療所に来たら別のほうへというふうに言われたというお話がありましたが、基本的には、何事もなくそのようなことはちょっと考えにくい状況です。やはりよく知っている方だったのか、もし今そういう症状であれば、かかりつけのところへというふうに言われたのかもしれない。

ですから、診療所自体としては、来た患者さんを先ほど事務長から話があったみたいに、断るといようなことは基本的にはありません。やっぱりそれぞれお話をして、その方の都合等を確認してそうなった。ただ、それがこう言ったら、おらほうじゃなくて向こうへ行っ

たらと言われたよとか、そういう別のほうに出ての話はあるのかもしれませんが、診療所自体は、そういうふうに患者をむげにあちらに行きなさい、こちらに行きなさいというようなことは、基本的にはないというのが公立の診療所です。

それから、これは診療所もそうなんですが、町民は、住民はできるだけかかりつけ医を持ちなさいと。それは個人開業医であれ、どなたであれ、そういうふうに自分の全体的なことがわかるような感じで、医療というものとのつき合いをきなさいというのがあります。

ですから、六戸町の診療所の先生方には、六戸町民のどうすればいいかという方々のかかりつけ医になっていただきたいと思いますし、また町民の方々も、診療所、またはそれぞれの都合もあろうかと思しますので、かかりつけ医がありましたら、そこと自分の健康、また診療所に関する相談をしっかりとされていっていただければいいのかなというふうに思います。

まず基本的に、診療所は来た人を排斥するような、そういうことはちょっと考えられないです。何かの、多分、そちらへ行っての話じゃないでしょうか。何かのところではしゃべったことを、一部分を切り取って話題としてそういうふうに言ったのではないのかなというふうに思います。診療所自体はそういうことはありません。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

1 番（長根一男君）

はい。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成28年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第2号から認定第9号までの平成28年度一般会計決算認定1件、各特別会計決算認定7件、合計8件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案のとおり認定であります。つきましては、9月7日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により決算特別委員会委員長の職務を果たすことができ、まことにありがとうございました。心から厚くお礼申し上げます。

以上で決算特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会(午前11時00分)